

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う施設利用等の留意点について（令和3年9月1日以降）

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、当館のご利用等に当たっては、次のとおりとさせていただきます。

※本対応は、状況により見直しを行う可能性がありますので予めご了承ください。

1 施設利用時の留意点

(1) 参加人数（収容定員）について【上限 5,000 人】

ア 大声での歓声、声援等がない催物の場合→参加人数は収容定員以内

【催物例：会議、講演会、クラシックコンサート、式典、展示会、即売会 など】

後記「2 感染防止策と適切な行動確保の徹底」を前提に収容定員以内としますが、参加者が自由に移動できる展示会等の場合は、適切な間隔（最低限人と人が接触しない程度）を確保してください。

また、飲食を伴うときは、次の要件を全て満たす必要があります。

- ・ 飲食時以外のマスク着用厳守
- ・ 会話が想定される場合の飲食禁止
- ・ 十分な換気
- ・ 連絡先の把握及び接触確認アプリの導入を徹底
- ・ 食事時間の短縮

※ 要件を全て満たさないときは、収容定員の 50%以内となります。

※ 展示会等（多目的展示ホール内）での飲食については、別途、お問い合わせください。

イ 大声での歓声、声援等が想定される催物の場合→参加人数は収容定員の 50%以内※

【催物例：ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、キャラクターショー など】

後記「2 感染防止策と適切な行動確保の徹底」を前提に収容定員の 50%以内としますが、参加者が自由に移動できる場合は、十分な人と人との間隔（1m以上）を確保してください。

※ 異なるグループまたは個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はありません。したがって、収容定員の 50%を超えることもありえます。

注1 催物例は参考であり、個別催物の態様に応じての判断となります。

注2 参加人数は、1催物当たりの人数です。

注3 参加人数は、主催者及び関係者等を含む総人数です。

注4 屋外展示場については、屋内使用施設の人数を適用します。

注5 各施設の収容定員は、別表を参照願います。

(2) 感染防止策と適切な行動確保の徹底

施設をご利用いただく際は、A～Mの13項目全てを遵守していただくことが前提となります。

- A 参加者全員のマスク着用（熱中症等の対策が必要な場合を除く）
※マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
- B 手指消毒及び手洗いの徹底（消毒液等は主催者にて準備）
- C 参加者及び出演者の制限（検温の実施、有症状がみられる参加者及び出演者の退室・退館及びその際の払い戻し措置等の規定整備）
- D 扉等の開放による換気の実施（音漏れに留意）
- E 参加者の把握（参加者全員の氏名、連絡先を把握する対策の実施）
- F 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード促進
- G 大声の抑止（大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう人員体制等を整備）
- H 密集の回避（入退場時、休憩時間や待合場所等を含めた三密（密集・密接・密閉）防止の徹底）
- I 混雑時における入場制限
- J 飲食の制限（参加者間における一定スペースの確保及びアクリル板等の設置による飛沫感染防止等を行ったエリア以外での飲食制限、休憩時間中及び催物前後の食事等による感染防止の徹底）
- K 飛沫感染リスクの排除（演者と参加者まで一定距離を確保（2 m以上）、及び商談時など距離を確保できずに対面する場においてはフェイスシールドを着用、またはビニールカーテンやアクリル板等を設置）
- L 催物前後の行動管理（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
- M 業種別ガイドラインの遵守
 - ・新型コロナウイルス感染症禍におけるM I C E開催のためのガイドライン
<https://jp-cma.org/news/5146/>
 - ・展示会業界におけるC O V I D - 1 9感染拡大予防ガイドライン
<https://www.nittenkyo.ne.jp/>

（3）県への事前相談

全国的な移動を伴う催物または参加者が 1,000 人を超えるような催物の開催を予定する場合には、開催要件等について県に事前相談する必要があります。

詳しくは、県のHPをご覧くださいとともに、当館までお問い合わせください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/coronavirus-event.html>

2 施設使用の取消等について

新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用に伴い、施設の休館を余儀なくされた場合には、使用承認を取り消す場合がありますので、予め御了承願います。

なお、この場合において、既に納付のあった施設利用料以外の損害について、当館は、補償いたしません。

令和3年9月1日
福島県産業交流館